

令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,655千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 1,351	千円 1	千円 1,352
	1 使 用 料	1,351	1	1,352
3 繰 入 金		137,086	1,283	138,369
	1 一 般 会 計 繰 入 金	137,086	1,283	138,369
5 諸 収 入		14,702	61	14,763
	1 雑 収 入	14,702	61	14,763

6 県	債		108,000	△11,000	97,000	
		1 県	債	108,000	△11,000	97,000
歳 入 合 計			289,860	△9,655	280,205	

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方卸売市場事業費		千円 289,860	千円 △9,655	千円 280,205
	1 地方卸売市場事業費	289,860	△9,655	280,205
歳 出 合 計		289,860	△9,655	280,205

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 108,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 97,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	108,000				97,000			